(会費)

- 第1条 本会の会費は次の通りとする。
 - (1) 生徒の保護者の会費は、1世帯月額250円(年額3,000円)とする。
 - (2) 教職員の会費は、月額250円(年額3,000円)とする。

(選挙管理委員会)

- 第2条 次年度の役員および会計監査委員を選出するために選挙管理委員会を設ける。
 - ただし、教職員役員については会長が学校長と協議のうえ委嘱する。
 - (1) 本委員会は、互選によって選出された運営委員の選挙管理委員をもって組織する。
 - (2) 本委員会は委員長および副委員長を互選により選出する。
 - (3) 本委員会は選挙日程案を策定し、運営委員会において決定する。 決定された選挙日程により、選挙を公示し、立候補の受付を行う。 立候補受付期間についてはおおむね1週間程度とするが、本委員会案を運営委員会 において決定するものとする。
 - (4) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者間の話し合いにより役員を選出し、本委員会が青山中学校の全会員に報告する。
 - (5) 立候補者が定数に満たない場合、役員候補者の互選により、役員を選出する。ただし、過去において、青山中学校の役員、学年委員(学級委員)、通学委員、青山小学校の役員いずれかに選出された会員世帯は、原則として選出の対象とはならない。また、会計監査委員候補者は、第1学年の学年委員とする。また、選出時に補欠となった会員は要請があれば速やかに本部委員会に加わり、要請なき場合は、同年9月末日を以って解任となり、学年委員の選出の対象となる。
 - (6) 互選により選出された役員候補者は、役職について候補者間で話し合い、その結果を本委員会が青山中学校の全会員に報告。これをもって決定とする。
 - (7) 本委員会は次年度の役員選出終了と同時に解散する。
 - (8) 選挙管理委員が役員候補者に選ばれたときは、選挙管理委員を辞任しなければならない。

(特別委員会)

- 第3条 特別の理由がある場合には、運営委員会の審議決定によりその目的のために活動する 特別委員会を設置することができる。
 - (1) 本委員会の委員は、会員の互選あるいは運営委員会の推薦により、選出される。
 - (2) 本委員会は委員長および副委員長を互選により選出する。
 - (3) 本委員会はその計画および運営について、必要に応じ、運営委員会と連絡をとる。
- (4) 本委員会はその目的を達成したときに、運営委員会の審議決定により、解散する。(サークル)
- 第4条 1. サークルの設置については、活動内容や目的、これまでの継続性を鑑み、運営委員会にて認可を行うものとする。
 - 2. 運営委員会において認可されたサークルは、活動援助費を申請することができる。
 - 3. サークル活動を継続する場合には各年度毎に申請を行わねばならない。

(弔意規定)

- 第5条 1. 本会員または生徒が死去したときの弔慰金は、1万円相当額とする。
 - 2. 特別災害見舞いの場合は運営委員会に諮って決定する。

(細則の更改)

第6条 本細則の更改は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(役員役職人数)

- 第7条 1. 教職員の役職人数は、庶務1名・会計1名とする。
 - 2. 保護者役員の役職人数は、次年度役員を公募する前に運営委員会の決議をもって 決定する。ただし、任期中の各役職の人数について、保護者役員間で協議の上、 教職員の役員に報告することで、変更も可能とする。

(通学委員数と担当地区)

第8条 (削除)

(学年委員数)

第9条 学年委員数は、各学年で相当人数を選出するものとする。選出する学年委員数は、会 長が必要に応じて見直し、役員会で決定する。

(定例総会)

- 第10条 定例総会は原則書面議決とする。議事の賛否は議決権行使書をもって決する。 (謝礼)
- 第11条 1. 協力員への謝礼内容は、公募前に役員会にて決定する。 ただし、現金は不可とする。
 - 2. 任務遂行後に、謝礼を渡すことができる。
- 付則 本会細則は平成10年4月1日から施行する。

本会細則は平成20年5月16日から更改し、実施する。

本会細則は平成22年5月14日から更改し、実施する。

本会細則は平成24年5月17日から更改し、実施する。

本会細則は平成25年5月17日から更改し、実施する。

本会細則は平成26年5月16日から更改し、実施する。

本会細則は平成27年5月20日から更改し、実施する。

本会細則は令和元年5月13日から更改し、実施する。

本会細則は令和2年5月11日から更改し、実施する。

本会細則は令和3年5月14日から更改し、実施する。 本会細則は令和4年5月20日から更改し、実施する。

本会細則は令和5年5月19日から更改し、実施する。

本会細則は令和5年10月27日から更改し、実施する。